

消費税率の改定に伴う介護保険住宅改修費の支給申請について

令和元年 10 月からの消費税率改定に伴い、島原地域広域市町村圏組合における介護保険住宅改修費の支給申請について下記のと通りの取り扱いとします。

【基準日】

消費税率の新旧適用基準日	工事完了日
--------------	-------

【支給申請時】

令和元年 9 月 30 日以前に工事完了する場合	消費税 8 パーセントを適用
令和元年 10 月 1 日以降に工事完了する場合	消費税 10 パーセントを適用

【注意事項】

- ・完成予定日が 10 月 1 日以降の場合は、見積書は消費税 10 パーセントで作成してください。
- ・すでに消費税 8 パーセントの見積書により承認又は許可を得ている場合で、住宅改修の工事完了日が令和元年 10 月 1 日以降となる場合は、支給申請書提出時に、消費税 10 パーセントで計上した見積書を提出してください。
- ・平成 31 年 3 月 31 日以前に契約締結した場合で、住宅改修の工事完了日が令和元年 10 月 1 日以降となる場合は、消費税率 8 パーセントで計上してください。
- ・平成 31 年 3 月 31 日以前に契約締結した場合は、支給申請書の申請額は消費税 8 パーセントで計上した金額を計上してください。
- ・令和元年 9 月 30 日以前に工事の完了を予定している場合でも、工期遅延時や追加工事発生等による増税分の支払いについては、利用者（被保険者）やその家族からあらかじめ書面等で合意を得ておくなどの対応をお願いいたします。

問い合わせ先

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 給付係

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327

島原市役所有明庁舎 3F

TEL 0957-61-9101 FAX 0957-61-9104